

ケアマネジャー等

## 介護保険事業担当課からのお知らせ

### 介護保険の住宅改修と助成事業の住宅改造併用の注意事項

訪問調査、対象者の動作確認までに必ず読んでください。

#### 1 訪問調査について

住宅改造の訪問調査では、**住まいの改良相談員（建築士・作業療法士等）**が、対象者の身体状況や家屋状況の確認を行います。

介護保険の住宅改修と助成事業の住宅改造を併用して効果的な工事を行うために、住まいの改良相談員とケアマネジャー等が相談や確認をとりながら改造工事の提案を行います。

#### 2 住宅改造の、住まいの改良相談員からの提案後の手順

##### ① 提案内容をもとに改修箇所ごとに対象者の動作確認を行う

動作確認は対象者本人（家族）・ケアマネジャー・施工事業者と一緒に

介護保険の住宅改修の申請に添付する施工計画図面（施工事業者作成）は、対象者の動作確認を行なわなければ描けないものとなっています。対象者にとって適切な住宅改修が行われるよう、実際に取り付ける手すりの長さ、取り付けの高さ、段差解消では、現状の段差がどれくらい解消（軽減）するのかなど、具体的に記入する必要があります。



##### ② 対象者の移動動作の状況から

##### 介護保険の住宅改修と助成事業の住宅改造に振り分ける

振り分けは、対象者の身体状況や介護の状況を把握しているケアマネジャー（いないう場合は住環境コーディネーター等）が主として行ってください。

決定した  
工事内容を  
ケアマネジ  
ヤーが主に  
振り分ける

必要性、緊急性の高いもの  
を住宅改修にする



その他を住宅改修にする

➡事業者と連携

・限度額20万円

・限度額20万円に達しない場合でも  
特に問題はありません。



### ③ 介護保険の「住宅改修が必要な理由書」の作成

理由書には、住宅改修が必要な理由のみの記入でかまいません。住宅改造の理由も記入する場合は、改修工事と改造工事が明確にわかるように記入してください。

#### 介護保険の住宅改修で対象工事となるもの

- ・現在の身体状況から必要性が高いもの
- ・介護保険の対象工事であること
  - (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取り換え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他 (1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※増改築工事は対象外ですが、廊下の拡幅にあわせた手すりの取り付け、便所の拡張にともなう和式便器から洋式便器への取替えは、手すりの取り付けや便器取替えの費用に限って、住宅改修の支給対象となります。

住宅改修の申請書類は、施工事業者が作成する書類（施工計画図、写真、内訳書等）が理由書に合ったものであるか確認します。住宅改修と住宅改造に振り分けた工事内容について、対象者、家族、施工事業者に説明してください。

施工事業者の書類が理由書の内容と合っていない場合は、住宅改修の申請が承認されませんので注意してください。

申請書類の記入方法や施工計画図の手引きなどは、尼崎市ホームページ「住宅改修費の支給」にあります。

#### 問い合わせ先

##### 【住宅改修のこと】

尼崎市介護保険事業担当課 納付担当 (電話:06-6489-6350)

##### 【住宅改造のこと】

尼崎市社会福祉協議会 くらし支援グループ (電話:06-4950-9046)